

# 令和4年度犬山市

## 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

10人槽設置の場合

最大**938,000円**補助!

合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)は、生活雑排水(台所や風呂、洗濯などの排水)と、し尿(トイレの排水)を併せて処理し、汚れを取り除いて消毒し、きれいになった水を川や水路等に流すための設備です。単独処理浄化槽は、し尿のみを処理する設備で、生活雑排水は未処理のまま側溝などに放流されます。平成12年に浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

### 対象者

犬山市内で既設の単独処理浄化槽や汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換する方

### 対象地域

犬山市公共下水道事業認可・供用開始区域及び犬山市農業集落排水計画区域以外事前に環境課へご相談ください

## ① 浄化槽設置費

### 転換に伴う合併処理浄化槽本体の設置工事費用

- ・対象浄化槽は、環境配慮型(消費電力基準)を満たすものに限ります。
- ・新築や建築確認を伴う改築による設置は補助の対象外となります。

### 補助金額(限度額)

5人槽	<b>332,000円</b>
7人槽	<b>414,000円</b>
10人槽	<b>548,000円</b>

## ② 撤去費

### 既設の単独処理浄化槽又は

### 汲み取り便槽の撤去工事費用

### 補助金額(限度額)

**90,000円**

## ③ 宅内配管工事費

### 転換に伴う合併処理浄化槽への

### 流入管配管工事費用

### 補助金額(限度額)

**300,000円**

流入管…便所、台所、洗面所、風呂等からの排水を合併処理浄化槽へ流入する管、合併処理浄化槽から升及び住民の敷地に隣接する側溝までの放流管

※補助を受けるには、工事着工前に交付申請を行い、補助事業が完了した日から1ヶ月を経過する日又は、3月10日のいずれか早い日までに実績報告を行う必要があります。

「設置費」「宅内配管工事費」の範囲



## お問い合わせ

犬山市役所3階

経済環境部 環境課 ごみ処理担当

電話番号：0568-44-0344 (直通)

F A X 番号：0568-44-0367

Email：020300@city.inuyama.lg.jp